

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成24年1月27日

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第1回平泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本臨時会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長にあつては、佐藤二郎教育委員長職務代理者が出席していますので、報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、佐々木雄一議員、8番、千葉勝男議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 3、議案第 1 号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

本日は、臨時会を招集いたしましたところ、全員の出席の中で臨時会を開催するに至りました。誠にありがとうございます。

それでは、議案 1 件についてご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、放射線対策に係る専門的部署を設置するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。どうぞ、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案第 1 号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元に配布しております議案第 1 号の参考資料、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第 1 条では設置について規定をしておりますが、現行の課及び室に新たに放射線対策室を設け、第 2 条では放射線対策室の分掌事務として、放射線対策に関することを加えようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

それでは、これから質疑を行います。

3 番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

こういう設置ができたということは喜ばしいことですし、町民の方々もやっとできましたねというようなお話を受けております。

それで、ちょっとその件についてお伺いしたいと思います。今日の新聞を見ますと、東電からの賠償請求とかそういうふうなものが出ていますが、当町では請求されないというようなことも載っていましたが、そういう経緯とか、そういうところもちょっと若干説明していただきたいということ1点、それからこの対策室では、今まではこの部分は教育委員会、この部分は保健センター、この部分はということでそれぞれ課がバラバラなようなところになっていましたが、今度はこれを一括して、多分窓口になって県や国にいろいろと申請したり対応を取ってくださるのではないかと私は思うのですが、その辺の具体的な説明をしていただきたいということ、この2点をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

私の方から、今回、放射線対策室の事務分掌の関係でお答えを申し上げたいと思いますが、現在、それぞれの課で担っていただいている各省庁からの放射線対策に関する分掌とか、今までの施策に関係しての放射線絡みの部分とか、国では各省庁絡みで県、それから市町村に通達とか事務連絡とかが入っております。ですので、基本的には各課で担う部分については今までのとおりということになります。それを総括して放射線対策に関する統一的な見解とか町の見解とか、そういうような取りまとめをする部署として放射線対策室というような形で業務を担っていくというような形になります。

以上です。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

東京電力への請求の件でございますが、県の方から先週末ですか、東京電力への請求があれば県の方で取りまとめをしまして、そして、いずれ請求書を提出してくださいという事務の連絡がありまして、当町ではまだ国への補助、あとは東京電力への請求について、そういう事務的な処理も遅れていましたし、一関市と話をしたところ、実は当初、一関市は今回、見送りますということもありまして、では一関市にならって平泉町の方も、いずれは請求をしますという確約書は出しましたが、請求するということ、確認書は出してはいたしましたが、一応蓋を開けてみましたら一関市も駆け込みでぎりぎり請求したということだった、奥州市は実は当初から請求をしてみたいという話はされていまして奥州市は実は出すものだと思ってはいたしましたが、一関市にならっ

て、きちんと整理ができていなかったところもありましたので、平泉町の方は実はそういうことで今回は、いずれは請求をしますが、事務の整理ができ次第、追って請求をしますという確認書、意思表示だけはしていたという状況でした。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

まず、設置したのは、各省庁から来るから今までどおりということになるわけですね。それで、町としての取りまとめということの説明でよろしいのですね。そうですね、そうすると今、町民福祉課長がお話したようなことはまた別なわけですか。そういうのを取りまとめてその対策室で請求したりとか、そういうふうな形になっていくものでありますか。まず、それが1点。

それから、今、町民福祉課長がお話されて、一関に聞いたら見送るといったのでこっちも見送って整理ができなかったからという、ちょっとあまりにもずさんな感じがするのでございますが、その辺をやはり、よその町でやらないというからいいか、ではやるというからやるかということではなくて、各議員からも町としてきちっと考えてやるべきだしということを再三言われていますので、またそういうふうな答弁であれば困るなというふうに思いますし、推進というか、設置された課できちっとこれから今後こういうことのないように進めていくということであればまた別でしょうけれども、そうあってほしいと思うのですが、まず、第1点の総務課企画課長のところについてご説明いただきたいし、町民福祉課からは、他市町村との比較とかそういうことでないところできちっとした答弁をいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

まず放射線に係る分の、今、放射線対策本部会議というのを開いて調整を図っているのですが、それは引続き各課で持っているような事務とか、それから各省庁から事務通達とか来た分については、放射線対策本部会議の中で放射線対策室が中心になって会議を開いて総合調整を図って参りますし、また各市町村との連携や、その窓口にもやはり対策室が窓口になって参ります。また、一方では町民の窓口もやはり放射線対策室が担うものと、そういう役割の位置付けで考えております。今、お問い合わせがあった損害賠償の関係も、放射線対策室で東電とかの窓口になって対策室で進めていくという形になります。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

そういうことで、確かに一関市がそうだからということでやったこともありますので、その辺は今後、気を付けていきたいと思います。ただ、ひとつ話をさせていただければ、今回、東電に請求したけれども、それが恐らく丸々すぐお金が入るということではないと聞いていました。実

は、今回の特措法の措置で国が補助をしますということがありますので、恐らくは東電はこれに関しては特措法にかかわる国が対応する分だということで、かなり大幅に請求額は削られて、国が対応以外の部分で東電が当然負担しなければならないと思われる項目については恐らく支払うと思いますが、そういう二重に請求がもし出ていくことになったりすることがないように十分、むしろ整理して請求してくださいということでしたが、内容を見ますとほとんど払ってもらえばそれでいいのだというような中身の他市町の部分の請求を見ていると、国の部分とかなりダブって請求を東電に一方的に出しているのだなという思いがしました。平泉町は、そういうことで、その辺を実は一関市ときちんと整理をして出しましょうということの内々的に話した経過もあったもので、今後はいずれもっと確認をしまして、きちんと請求をしていきたいと思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、慌てたのではなくて、きちっと整理をして確実に要求した分をいただけるというような形で、慎重にさせていただいたということで理解させていただきます。

それで、この対策室は職員体制、それから町からの対応は全てそこで対応するのかどうかということをもう一度お伺いしたいです。職員体制というふうなところ、それからある程度専門的な人がそこに常時は難しいのでしょうかけれども、専門的知識をある程度持っている方との関係はどうなっているか、お伺いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

職員体制につきましては、今の考えとしては2名体制で、正職員といいますか、職員については2名体制というふうな形で考えております。専門的な知識につきましては、国の方にもお願いをしておりましたし、東電の方にもそういうふうな情報等をいいますか、知識的な情報を得られるようなことをお願いできる人の派遣をお願いしたいと、両方にそのお願いはしておきました。ただ、東電の方については、今、仙台の補償センターの方があるので、それ以外はちょっと難しいというふうな話がありましたが、なお、引続きその辺の分についてはお願いを、当面は国の方にきちんとお願いをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

まず、待ちに待った放射線対策室ということで町民の期待は大きいと思うのですが、今、人員は2名ということですが、責任者はどなたに予定しているのかですね。2月1日ですから、もう

来週になりますね。それと、権限、責任等はどういうふうな分担になるのか。例えば学校関係の問題になると教育委員会、今までずっとやっていますね。それに対して、この放射線対策室というのは、どういう権限と責任を持って行使するのか、その辺を明確に、特にその辺は書いていませんので、この場で確認したいと思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

権限等の考え方でございます。いずれ、これから職員につきましては内示をして、2月1日から運用というふうな形になります。それで、権限についてはそれぞれ、今まで対策本部というふうな形でやってきたものについての室長がその責任を持って事務を取り扱うというふうな形になります。最終的な決定は私のところに当然あるのですが、事務的なところの権限については今度の室長、対策室長が担うというふうな形になります。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

ちょっと答えになっていないのでね、あまりにもアバウト過ぎますよ。責任者は誰を予定しているのですかと聞いているのですよ、室長、要するにね。その室長は全責任を持つのですかという話ですよ。教育委員会とかいろいろな学校関係ね、放射線に関しての全責任を持って対処するのかどうかと、そういうことを聞いているのですよ。全然答えになっていないではないですか。いい加減にしてください。はっきり答えてくださいよ。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今までどおりの各課、各課で対応しておりますので、それは引続きです。それで、それを取りまとめるというのが対策室でございますので、それを取りまとめる部署としての室長の権限はそういうふうな形で、取りまとめるという形の職務という形になります。いずれ、最終的な責任については私とその部分は責任を持ってやるというふうなことです。誰がということですが、これからこの議決になった後の対応ということになりますので、誰がということについては現在ではお答えできないというふうな状況です。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

要するに、では今いる職員の中からそういう対策室長を選ぶのか外部から呼ぶのか、せめてそ

のぐらいい言えるのではないのでしょうか。もう、だって2月1日は来週ですよ。だって、人事だって内示だって当然あるわけですし、例えばですよ、北上川治水対策室長が兼務するとかという形になるのか、ちょっと並べてあるからそういうイメージもあるわけですよ、感覚としてね。それとも、町民福祉課長が兼務するとかね、いろいろあるでしょう、副町長がやるとか。それとも外部の人間とかね。だってアバウト過ぎてはちょっと困りますよ、人事発令してそれで終わりではね。ここで私はそれを確認したいわけですよ。それと、責任に関してはその室長がまず最終的には業務の責任を持つというのが普通の組織なのですけれども、それを町長が持つということであれば町長が対策室長をやればいいではないですか。責任を最終的に持つのであればですよ。そうしなければ組織としては運営できませんよ。だって、責任ない対策室長が何をやるのですか。できるわけではないではないですか。そこを聞いているのですよ。そんないい加減な組織つくるのだったらつくらない方がいいですよ。責任を持たない、室長が責任ない組織なんかあり得ないですよ。そこを私は確認したいのです。

以上です。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

責任については、当然、放射線対策室の放射線対策に関する部分については、事務の部分は室長が当然責任を持ってやるというふうな形で、他の組織と同じような責任は持った形で職務をするというふうなことですし、あとは外部からかというふうなことで、内部からで専任の室長を職員の中から設けるということになります。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

室長に関しては分かりました。内部での専任室長と。

それで、やはり責任というのはそこで大事なのですよ、組織の中で。各担当課長は責任を持ってその業務をやっている。事務的な業務ではないですよ、事務だけではないですよ、責任というのは。やること自体、いろんな行政で行動すること自体に対しての責任ですから、事務責任者ではないのですよ、室長というのは。ここで言えば、放射線に関していろんなことをやるわけですから、それに関しての責任は当然持たなければいけない。教育委員会の学校に関して移管するにしても、その室長は責任を持ってやらせなければいけないわけですよ。そのぐらいい責任というものがないければ、これは組織としては機能しないと思いますよ。それだけ絶対的な権限を持って、各観光商工課とかいろんな農林振興課とかに対して、町民福祉課、保健センターなんかに関しても指示したり、そこでやっている業務を責任を持ってやるというふうにしなないと責任としては全うできないはずですよ。大丈夫なのですか、そこは。そうやらなければ組織としては機能しないと思いますが、大丈夫ですね。確認したいと思いますが。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今、議員がお話しになっている内容について、その辺については大丈夫だというふうに、そういう形での責任を持った形で職務をしていただくという形にしたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

放射線の関係では、対策室をつくって責任を明確にした上で行うということのようですが、従来から防災計画なんかも、放射線課ができるとやはり地域防災計画などの見直しは行うのかどうかですね。従来の答弁ですと、本県には原子力発電所がないのだからなくていいというような答弁があったやに記憶しておりますが、女川から60キロ圏にありながらもそういう関係があるという現実の中で、今後そこら辺も対策室ができたということと併せて、地域防災計画等でそれらを付帯するとか追加するということがあるのかどうかということと、食材の放射線検査等は教育委員会が食材の部分ではやるのだと思いますけれども、もう1台、消費者庁からの貸与される部分はそうすると対策室でやるのかどうかということ等をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

防災計画の見直しについてのご質問にお答えをしますが、今、県でも県の防災計画の見直しを今考えているということで、この間、素案の説明を受けたところでございます。主なものは津波に関しての部分が相当数あったというふうなことで、地震についても一部あったものですから、その辺については当町も県の防災計画と連動した形での見直しは出てくるものだなと。今回、いろんな避難所の設置等も具体的なところは実際に行ったということもありまして、その辺の検証を踏まえながら防災計画も見直しは必要だというふうには考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕毅志君）

消費者庁から貸与を受ける測定器につきましての活用でございますけれども、給食食材については1月16日から実施しているところでございますけれども、その他の農産物等についての検査につきましては、消費者庁から貸与されるものが設置された段階で対応するというようなことで当初考えてございました。それで、実際のところ先週中に要望しておりまして、先週に設置される予定でございましたけれども、消費者庁の都合によりまして年度内には確約はできるけれども、いつという形の時期は特定できないということがございましたので、いずれそれまで待てる

状況にもないというようなことでございますので、給食食材の検査で空く日があるようでございます。その日を活用させていただきまして、町で独自購入しました機械をまずは当面使わせていただいて、農産物等の検査につきましては2月6日から実施するというような形で考えてございますし、住民への周知につきましては、2月号の広報配布日に区長に班回覧をお願いいたしましたし、それで周知を図るということで進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

そうすると、防災計画を見直す方向でということですが、放射能の部分はどのようなのですか。津波とかが主で地震の部分も言われましたが、放射線対策室をつくるのですが、放射線についてはどのようなことを考えているのかということと、その消費者庁の貸与されるものは、この対策室が取り仕切るのですかということをお聞きしているのですが、そこら辺はどのようなのですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

防災計画に放射線関係の部分はどのようなかというふうなご質問でございます。いずれ、これについては、この間の県の防災計画の中身ではちょっとその辺は触れられていなかったように記憶しております。ただ、実際に県南といいますか、当地方がそういうふうな状況になっているということが現実であるということなので、その辺は今後計画に入れるかどうかいずれ検討はしたいと。ちょっとその辺もどういう形のものが防災という部分に合致するのか、その辺はちょっと研究もしながら、当然当町だけではなく、この地域としての整合性も当然取らなければいけないということも考えなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

消費者庁から貸与される測定器の管理につきましては、農林振興課で管理するという方向で進んでございます。それから設置場所につきましては、給食食材を測定しております機器と同じ平等泉小学校体育館のミーティングルームに設置いたしまして、両方の2台の機械を有効に活用しながら対応するというようなことでございます。

議 長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

放射線の関係だとどうも盛岡は腰が重いようですから、この放射線の被害、被ばくした実態等も加味して、やはり当町なり一関市なりが言わなければならないと思うのですが、モニタリング

ポストの件もやっと設置になりましたけれども、そのような部分で、やはりもう少し強く言うべき地域であると思いますので、その首長として、やはり県なりにも訴えてほしいということをお願いして終わります。

議長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第1号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

以上で本臨時会に付託された議案が議了しました。

閉会の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成24年第1回平泉町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時36分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男